

令和 7 年度

納税カレンダー

下野市

月 納期限	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
税目等		R7 6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	R8 2/2	3/2	
市県民税 (普通徴収)			1 期		2 期		3 期		4 期			
固定資産税 都市計画税		1 期		2 期				3 期		4 期		
軽自動車税 (種別割)		1 期										
国民健康 保険税 (普通徴収)				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	
介護保険料 (普通徴収)				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	

＊ この納期限以外に随時分として特別に納期限を定めることがあります。

＊ 市税等の納付は口座振替が便利です。

自動引落し・手数料無料のため大変便利です。下記取扱い金融機関窓口でお申込みください。

- ・ 足利銀行 ・ 栃木銀行 ・ みずほ銀行 ・ ゆうちょ銀行・郵便局
- ・ 常陽銀行 ・ 宇都宮農業協同組合 ・ 小山農業協同組合 ・ 足利小山信用金庫
- ・ 三井住友銀行(介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く)

＊ コンビニエンスストア窓口、「PayPay」アプリ、クレジットカード、地方税統一 QR コードでも納付することができます。

注 1 コンビニ窓口・アプリ決済・クレジットカードでの納付はバーコード付きの納付書でのみ納付できます。
納期限を過ぎた納付書や、一枚の納付額が 30 万円を超える納付書は使用できません。

注 2 クレジットカード納付について、金融機関やコンビニエンスストア窓口でカード提示でのお支払いはできません。インターネット上の専用納付サイト「下野市納付サイト」を利用のみ支払い可能です。
別途、システム利用料が発生しますので、詳細は下野市ホームページをご覧ください。

注 3 地方税統一 QR コードに対応した税目は市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税となっております。地方税共同機構が運営する「地方税お支払いサイト」にて、インターネットバンキング・ペイジー決済・クレジットカード決済など様々な納付方法のご利用が可能となります。

※『QR コード』は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

下野市税務課収納グループ

TEL 0285-32-8893

市税等の納付は口座振替で！

納期ごとにご指定の預貯金口座から自動的に納付する制度です。納期を忘れたり、納めるためにわざわざ金融機関に出向いたりする必要もないので、忙しい方、不在がちな方には大変便利です。

■ 申込み方法

各金融機関窓口、市役所窓口にて備えてある「下野市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳の印鑑を押して提出してください。

■ 申込みに必要なもの

- ・ 預貯金通帳
- ・ 通帳の印鑑

■ 申込み先

振替を希望する下記の取扱い金融機関の窓口にお申込み下さい。

■ 口座振替できる税(料) ※納期の過ぎた市税等はお取扱いできません。

- ・ 市県民税（普通徴収）
- ・ 国民健康保険税（普通徴収）
- ・ 固定資産税・都市計画税
- ・ 介護保険料（普通徴収）
- ・ 軽自動車税
- ・ 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・ 保育料
- ・ 学童保育料

■ 取扱い金融機関

- ・ 足利銀行
- ・ 栃木銀行
- ・ 三井住友銀行（※１）
- ・ 足利小山信用金庫
- ・ みずほ銀行（※２）
- ・ ゆうちょ銀行（※２）
- ・ 宇都宮農業協同組合
- ・ 小山農業協同組合
- ・ 常陽銀行（※３）

※１ 三井住友銀行での介護保険料、後期高齢者医療保険料および保育料、学童保育料のお取扱いはできません。

※２ みずほ、ゆうちょ銀行での学童保育料のお取扱いはできません。

※３ 常陽銀行での保育料、学童保育料のお取扱いはできません。

*旧町で、すでに町税等の口座振替をされている方は、「下野市」においても継続されます。

*口座振替は登録後翌年以降も継続し振替されます。振替廃止を希望の際は下記に連絡してください。

お問い合わせ

下野市役所 税 務 課 ☎ 0285-32-8893

子育て応援課 ☎ 0285-32-8903